

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「130万円」を「200万円」に、同条第2号中「80万円」を「150万円」に、同条第3号中「40万円」を「80万円」に、同条第4号中「30万円」を「50万円」に、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。